

第2号様式

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所地域保健課	番号 1 1
審査基準	許認可等の内容	死体解剖の場所の許可	
	根拠法令及び条項	死体解剖保存法第9条ただし書	
	関係条項		
	基 準 (未設定の場合は その理由)	死体の解剖は、その特殊性から「特に設けた解剖室」においてしなければならない。 この場合の「特に設けた解剖室」とは、地域医療支援病院が有しなければならないとされている「病理解剖室」程度の施設規模である。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	